

法 教 育 研 究 会

法務省大臣官房司法法制部

1 法教育研究会の設置について

平成15年7月29日、法務省において、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うことを目的として、法教育研究会を発足させたものです。

国民の司法教育に関しては、司法制度改革審議会意見書において「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」とされており、司法制度改革推進計画において、そのための所要の措置を講ずることとされています。

現在、司法制度改革推進本部などにおいて、いわゆる司法ネットの整備や裁判員制度の導入など国民に身近な司法の在り方についての検討がなされていますが、国民の側からも司法の様々な領域に能動的に参加し、そのための負担を受け入れるという意識改革も求められているところです。そもそも規制緩和に示される自由な社会においては、国民が自らを守る手段を心得て自由な活動に備えることが求められます。学校教育を始めとする様々な場面において、司法の仕組みや法の働きに関する国民の学習機会を図ることは、今後、ますます重要な課題になると考えています。

この研究会におきましては、学校現場の実情やニーズを的確に踏まえるとともに、広く関係者の知恵を集めることが重要でありますので、法曹関係者のほか、学者、教育関係者、有識者等様々な分野の方々に委員をお願いしています。今後とも文部科学省と連携しながら、この研究会における調査研究を進め、実践的な教育の展開に役立つ方策をまとめて参りたいと考えています。

2 委員

別添「法教育研究会委員名簿」のとおり

3 活動状況

- (1) 第1回会議・平成15年 9月22日（月）
 - ア 法教育に関する現在の日本の取組みについて(筑波大学教授から説明)
 - イ 日本弁護士連合会等における法教育への取組みについて
(日本弁護士連合会から説明)
- (2) 第2回会議・平成15年10月15日（水）
 - ア 法教育における消費者問題，民事的紛争の取扱いについて
(日本司法書士会連合会から説明)
 - イ 我が国における法教育の実践例について (千葉大学教授から説明)
- (3) 第3回会議・平成15年10月29日（水）
 - ア 法教育におけるいじめ・非行等の取扱いについて
(日本女子大学教授から説明)
 - イ 裁判所における法教育への取組みについて (最高裁判所から説明)
 - ウ 法務省・検察庁における法教育への取組みについて(法務省から説明)
 - エ 現在学校教育で行われている法教育について (文部科学省から説明)
- (4) 第4回会議・平成15年11月12日（水）
 - ア 諸外国における法教育の現状等について(筑波大学準研究員から説明)
 - イ 我が国における法教育の在り方等について (委員による意見交換会)
- (5) 第5回会議（公聴会）・平成15年11月26日（水）

我が国における法教育の在り方等について

→ 委員による法教育の授業例を素材として，学校の先生（9名）及び弁護士（2名）の方から法教育の在り方等についてヒアリング。
- (6) 第6回会議・平成15年12月15日（月）
 - ア 発達心理学について（お茶の水女子大学教授から説明）
 - イ 論点整理に向けての議論（委員による意見交換会）
- (7) 第7回会議・平成16年1月19日（月）
 - ア 「法教育」の定義に関する意見交換
 - イ 法教育の教材例・指導例の作成についての意見交換
 - ウ 最終報告書に盛り込むべき論点についての意見交換
- (8) 法教育授業見学（茨城県石岡市立石岡中学校）

平成16年1月21日（水）

茨城県弁護士会の弁護士による法教育の出前授業

- (9) 第8回会議・平成16年2月23日(月)
 - ア 学校教育における法教育と家庭、地域社会との連携についての意見交換
 - イ 石岡中学校における法教育授業見学についての報告
 - ウ 「総合的な学習」についての説明
 - エ 教材例・指導例の収集、分析についての進行状況報告
- (10) 第9回会議・平成16年3月23日(火)
 - ア 「論点整理」に対する日本弁護士連合会作成の意見書について説明
 - イ 石岡中学校における法教育授業に対する生徒の感想について説明
 - ウ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案の概要説明
 - エ 北欧諸国における参審員制度を前提とした国民教育について
- (11) 第10回会議・平成16年4月27日(火)
 - ア 発達段階に応じた法教育の在り方について
 - イ 「法教育教材作成部会」発足の報告
 - ウ 今後の法教育研究会の進行について
- (12) 第11回会議・平成16年5月25日(火)
 - ア 諸外国における法教育について
 - (ア) スウェーデンの視察結果について江口委員から報告
 - (イ) フィンランドの視察結果について鈴木委員から報告
 - イ 法教育教材作成部会の進捗状況報告
- (13) 第12回会議・平成16年6月18日(金)
 - ア 諸外国における法教育について
 - (ア) フランスの法教育について東京大学法学部大村教授から説明
 - (イ) アメリカの法教育について沖野委員から説明
 - イ 法教育教材作成部会の進捗状況報告
- (14) 第13回会議・平成16年7月16日(金)
 - ア 法教育の教材例についての意見交換
 - (ア) 4教材例の相関関係について大杉委員から説明
 - (イ) 4教材例のねらい及び概要、教材例の作成過程における教員と法律実務家との議論の状況について教材作成部会の各主担当から報告
 - イ 法教育を定着させるための取組みについて
 - (ア) 学校の教員らに対する各種研修の枠組みについて文部科学省吉富学

校教育官から説明

- (イ) 教員研修に法教育を取り入れた先進的な取組みについて福井弁護士
会野坂弁護士から説明

(15) 第14回会議・平成16年8月24日(火)

ア 法教育研究会の成果を広報するための取組みについて
事務局から法教育シンポジウム開催についての説明

イ 法教育を定着させるための取組みについて

- (ア) 学校教諭から見た今後の環境整備について
- (イ) 法律実務家の取組みについて
- (ウ) 法学研究者・教育研究者による支援について
- (エ) 文部科学省における取組みについて
- (オ) 家庭，地域社会，職場との連携について

(16) 第15回会議・平成16年9月17日(金)

ア 模擬授業参観を踏まえた法教育教材の検討について

イ 報告書骨子(案)の検討について

(17) 第16回会議・平成16年10月18日(月)

報告書(案)の検討について

(18) 報告書の提出・平成16年11月4日(木)

土井座長から南野法務大臣へ「報告書」を提出

法教育研究会委員名簿

(五十音順 敬称略)

あんどう 安藤	かづ 和津	エッセイスト
えぐち 江口	ゆうじ 勇治	筑波大学教育学系教授
おおすぎ 大杉	あきひで 昭英	文部科学省初等中等教育局視学官
おきの 沖野	まさみ 真巳	学習院大学法学部教授
おぎわら 荻原	ひろこ 弘子	日本テレビ放送網株式会社報道局ディレクター
からつ 唐津	けいち 恵一	新日鐵化学株式会社総務部長
きぬがわ 絹川	やすき 泰毅	最高裁判所事務総局総務局制度調査室長
すずき 鈴木	ひろぶみ 啓文	弁護士・日本弁護士連合会広報室長
たかはし 高橋	ふみお 文郎	司法書士・日本司法書士会連合会初等中等教育推進委員会委員長
たち 館	じゅんじ 潤二	筑波大学附属中学校教諭
どい 土井	まさかず 真一	京都大学大学院法学研究科教授
ながの 永野	かおる 薫	東京都新宿区立落合第二中学校教諭
にしやま 西山	たくじ 卓爾	法務省大臣官房司法法制部付
はしもと 橋本	やすひろ 康弘	福井大学教育地域科学部助教授
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会常任委員

法教育研究会開催要領

平成15年7月29日

1 研究会の開催

法務省は、「法教育研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

2 目的

研究会は、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育（以下、「法教育等」という。）について調査・研究・検討を行うことを目的とする。

3 研究事項

- (1) 我が国における法教育等の現状と問題点
- (2) 諸外国における法教育等の現状
- (3) 我が国における法教育等の在り方
 - ア 目標
 - イ 内容
 - ウ 実践方法
 - エ その他

4 組織

- (1) 研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 研究会に座長を置き、委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、研究会の会務を総括する。
- (4) 座長は、必要に応じ座長代理を指名することができる。

5 運営

- (1) 研究会は、必要に応じて内外の関係各界から意見聴取等を行う。
- (2) 研究期間は、概ね1年数か月程度を見込み、毎月1回程度開催する。
- (3) 研究会の庶務は、法務省大臣官房司法法制部司法法制課で行う。
- (4) この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。